

ホームヘルプサービス 訪問介護利用料金

ア 訪問介護費(要介護1～5)

サービス種類	サービス内容	単 位	利用者負担金
身体介護	起床介助 就寝介助 食事介助 更衣介助 入浴介助 排泄介助 清拭・洗髪 外出介護 体位交換など	20分未満	165 単位 (330 単位) 172 円 (344 円)
		20分～30分未満	245 単位 (490 単位) 255 円 (510 円)
		30分～1時間未満	388 単位 (776 単位) 404 円 (808 円)
		1時間～1時間30分未満	564 単位 (1,128 単位) 587 円 (1,175 円)
		1時間30分以上は、30分を増すごとに80単位を加算	
生活援助	生活必需品の買物 薬の受け取り 調理 住居等掃除・整理等 衣類洗濯・補修 関係機関との連絡等	20分～45分未満	183 単位 (366 単位) 190 円 (381 円)
		45分～	225 単位 (450 単位) 234 円 (469 円)
相談・助言	生活・身上・介護に関する相談・助言		

* 身体介護に生活援助が混合されている場合は、身体介護単位数に所要時間が20分から起算して25分を増すごとに67単位を加算(201単位を限度)
 * ()内は2人の訪問介護員の場合の単価・金額
 通常の単価・金額に×200%を加算したもの。
 * 1単位は10.42円。

イ 介護予防訪問介護費(要支援1・要支援2)

介護予防訪問介護(Ⅰ) <週1回程度の利用が必要な場合> 要支援1・要支援2 1,168単位/月 利用者負担金 1,217円/月
介護予防訪問介護(Ⅱ) <週2回程度の利用が必要な場合> 要支援1・要支援2 2,335単位/月 利用者負担金 2,433円/月
介護予防訪問介護(Ⅲ) <週2回以上の利用が必要な場合> 要支援2 3,704単位/月 利用者負担金 3,859円/月

* 1単位は10.42円。

ウ その他の加算

① 介護職員処遇改善加算

- <Ⅰ> 加算算定の体制に該当した場合に限り、所定単位数の8.6%の加算。
 - <Ⅱ> 加算算定の体制に該当した場合に限り、所定単位数の4.8%の加算。
 - <Ⅲ> 加算算定の体制に該当した場合に限り、(Ⅱ)の90/100の加算。
 - <Ⅳ> 加算算定の体制に該当した場合に限り、(Ⅱ)の80/100の加算。
- ※<Ⅰ>～<Ⅳ>はいずれか一つのみの算定。

② 特定事業所加算

- <Ⅰ> 加算要件の体制に該当した場合に限り、所定単位数の20%の加算。
 - <Ⅱ> 加算要件の体制に該当した場合に限り、所定単位数の10%の加算。
 - <Ⅲ> 加算要件の体制に該当した場合に限り、所定単位数の10%の加算。
 - <Ⅳ> 加算要件の体制に該当した場合に限り、所定単位数の5%の加算。
- ※<Ⅰ>～<Ⅳ>はいずれか一つのみの算定。

③ 初回加算

新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対し、1月につき200単位の加算。

④ 緊急時訪問介護加算

居宅サービス計画書に無い訪問介護(身体介護)を行った場合、1回につき100単位の加算。

⑤ 生活機能向上連携加算

訪問リハビリ又は通所リハビリのリハビリ専門職が、利用者宅を訪問した際にサービス提供責任者が同行する等により、両者の共同による訪問介護計画を作成した場合、当該計画に基づく初回の訪問が行われた日から3ヶ月間に渡り1月につき100単位の加算。

その他の費用

(訪問介護)前日:利用者負担金の50%相当額 当日:利用者負担金額の100%相当額